

※1 「通知カード」と「個人番号カード」。紛らわしいですが別物です。「通知カード」は、住民登録しているすべての人に郵送される紙製のカードです。一方、「個人番号カード」は顔写真とICチップのついたカードで、顔写真を添えて自分から申請（任意）することで交付されます。

通知カードと個人番号カード

おけるさまざまな手続きでマイナンバーが使われるようになります。後述しますがマイナンバーは個人特定性が非常に強く、万一漏洩した時のリスクが大きいので、マイナンバーのついた個人情報「特定個人情報」と呼ばれ、厳格な管理が求められます。こうした厳格な管理を要する「特定個人情報」を、企業や自治体などは大量に保管・管理せねばならなりません。先日の日本年金機構やベネッセの事件などで、データの漏洩に対する国民の不安が高まっている中、社会はさらに大きなリスクを抱え込むことになるのです。

マイナンバーは、住民登録しているすべての人に対してつけられる唯一無二かつ生涯不変の番号です。マイナンバーは税・社会保障など複数分野にまたがって共通して使われる番号なので「共通番号」と言われます。そして、共通番号であるということは、その番号を使って複数分野の情報を名寄せすることができることを意味します。マイナンバーの基本的な性格は「国家権力による国民監視ツール」といえると思います。さまざまな分野の個人情報が共通番号をマスターキーとして集められ、統合されて、その人の人物像が作られる。これをプロフィールングといいます。プロフィールングによって、私がまったく知らないところで、得体の知れない他人が勝手に私の「本人像」を作り、眺めているかもしれないのです。プライバシーは丸裸状態です。

番号で国民を監視するという構想は、わが国では実は1960年代末からありました。中央官僚の悲願ともいえる番号制度が、構想開始から50年近くを経て、ようやく実現しようとしています。※4

一方、この間、IT社会化が急速に進み、社会のあちこちに大量のデータベースができています。前述のようにマイナンバーは個人特定性が強くプロフィールングにとって有用なツールであり、政府はその利用を積極的に推進しようとしています。となると、マイナンバー付きのデータベースが大量にできていくこととなります。こうしたデータベースがサイバー攻撃を受けるとして情報が漏洩すれば、歴大な個人のプライバシーが危機に晒されます。また、なりすまし被害も深刻になると予想されます。アメリカや韓国のように共通番号を採用している国は、どこもなりすまし犯罪の多発に悩まされています。

※4すでに「住民基本台帳コード」という国民総背番号制のシステムがありますが、利用目的が法律で厳格に定められ、「国民監視」には不向きです。

- 2015年10月 すべての住民に個人番号がつけられ、「通知カード」※1によって通知される。また、個人だけではなく、法人にも「法人番号」※2がつけられることとなっている。
- 2016年1月 マイナンバーの利用開始（法律で定められた行政手続き※3で番号が必要になる。「個人番号カード」※1の交付（任意）開始。
- 2017年1月 国の機関間の連携開始。
7月 地方自治体等との連携開始。
- ?年?月 医療分野などへの利用拡大？

マイナンバー制度の導入スケジュール（予定）

いよいよ始まる マイナンバー

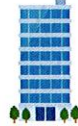
今年10月以降、すべての住民にマイナンバーが通知されます

マイナンバーの危険性とは？

マイナンバーは、住民登録しているすべての人に対してつけられる唯一無二かつ生涯不変の番号です。マイナンバーは税・社会保障など複数分野にまたがって共通して使われる番号なので「共通番号」と言われます。そして、共通番号であるということは、その番号を使って複数分野の情報を名寄せすることができることを意味します。マイナンバーの基本的な性格は「国家権力による国民監視ツール」といえると思います。さまざまな分野の個人情報が共通番号をマスターキーとして集められ、統合されて、その人の人物像が作られる。これをプロフィールングといいます。プロフィールングによって、私がまったく知らないところで、得体の知れない他人が勝手に私の「本人像」を作り、眺めているかもしれないのです。プライバシーは丸裸状態です。

※4

診療情報管理室長
伊藤正



税務署・市区町村・年金事務所・金融機関・証券会社・保険会社・勤務先など

※2 法人番号がつくこともマイナンバー制度の特徴です。原則として強制付番ですが、法人登録をしていない市民団体など必要な場合には法人番号が任意取得できるようになっています。

※3 現時点では「税・社会保障・災害」に関する事務に限定されています。具体的には、税関係書類や福祉関係・年金関係の書類等にマイナンバーの記載が必要となり、またこれら行政手続きに対応するため、企業では従業員や扶養家族のマイナンバーを収集・保管する必要が生じます。この時、本人確認のため個人番号カードなど（通知カードでも可）の提示が求められます。

税 社会保障 災害

確定申告などの手続き など

年金・医療保険・雇用保険・児童手当などの手続き
ハローワークの事務
生活保護 など

被災者台帳の作成
安否情報の提供
被災者生活再生支援金の支給 など

マイナンバー制度開始時の利用範囲

右記のうち、医療・介護分野で用される番号については共通番号をそのまま使うのではなく、独自の番号（分野別番号）を使用する想定で計画が練られているようです。きわめて機微な情報である医療・介護情報に共通番号をそのまま使用するの

「拡張」されるマイナンバー？
マイナンバー制度は、現在の制度開始時点では「税・社会保障・災害」の三分野に限定されることとなっているのですが、前述のような懸念が大きいにもかかわらず政府は早くもマイナンバーの三分野以外への利用、さらには民間での利用拡大の方向性を打ち出しています。
これには、マイナンバー制度導入にともなう激増するシステム改修需要を期待するIT業界、マイナンバー付きのビッグデータ「活用」に商機拡大を見込む産業界などの思惑が反映しているものと思われれます。現在、推進勢力はマイナンバーの利用分野拡大を狙ってさかんに活動しています。彼らは戸籍、旅券、預貯金、医療・介護・健康管理情報管理・連携、自動車登録事務等への拡大を提唱しています。

はさすがに危険過ぎると判断されたようです。もつとも、このことは逆に政府自身が「共通番号の危険性」を認めている証拠とも言えそうです。ならばそんな危険な共通番号など使わず、すべて分野別番号にすれば良いのにとと思うのは、私だけでしょうか？

以上述べたように、マイナンバー制度が始まってしまうと、わが国は情報漏洩やなりすまし犯罪の危険性（リスク）がこれまでよりも格段に大きな社会になってしまいます。それとも、国民監視ツールを手に入れたい

また、「個人番号カード」の普及推進を図るため、「個人番号カード」に健康保険証の機能を盛り込む案も出ています。これが実現すれば、「個人番号カード」の交付を申請し持ち歩く人は格段に増えるでしょうが、その分、カードの盗難や紛失などによる情報漏洩リスクも大幅に増すことになりそうです。
考えよう、リスクのこと、そして「自身の情報を守ること」の大切さ

国家権力や、利権拡大を求める産業界などさまざまな思惑が重なり、現政権は危険なマイナンバー制度導入にひた走っています。このような中、私たちは制度の廃止や軌道修正を粘り強く求めつつ、個人個人のレベルでは何らかの自衛の手立てを考える必要があります。さしあたっては、「通知カード」や「個人番号カード」をむやみに持ち歩かない。また、そもそも「個人番号カード」の交付申請を行わないというのも一手かもしれません。PIJ※5というNPOなどは、各地で集団で各市民が頻りに番号の変更申請を行う運動を呼びかけています。共通番号法の条文に、市町村長は「個人番号が漏れいして不正に用いられるおそれがあると認められるとき」は番号を変更し、新たな番号を通知すべしと書かれているからです。インターネットなどの世界では、頻りにパスワードを変えるのはセキュリティ上の常識です。このことを考えると、PIJが呼びかけている「順法闘争」は、至極真つ当な訴えかもしれないですね。

※5 ブライバシー・インターネットナショナル・ジャパン
<http://www.pij-web.net>

私たちの情報は守られるのか？